

公益社団法人滋賀県看護協会 総会運営規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県看護協会（以下「本会」という。）定款細則第10条の規定に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(受 付)

第2条 総会に出席する正会員は、総会当日開会定刻までに議場に到着し、会員証の提示などにより受付を済まさなければならない。

(役員の出席)

第3条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

(役員以外の出席)

第4条 本会の職員及び税理士等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を得て総会に出席することができる。

(議長選出前の進行)

第5条 議長が選出されるまでの間、会長の指名した者が総会の進行をつかさどるものとする。

(議長の選出)

第6条 議長は、定款第16条第2項の規定に基づき、正会員の中から推薦委員会が推薦した候補者について総会において承認決議を行う方法によるものとする。

(議長の権限)

第7条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長又は重複する発言
- (4) その他他人の名誉を毀損するなど議事を妨害又は議場を混乱させる発言

(定足数の確認)

第8条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第9条 議長は、前条の報告により定款第17条に定める総会成立のための定足数が満たされたことを確認したときは、開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰り下げ)

第10条 議長は、会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している会員等に対し、遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の提出)

第11条 会長は、総会に付する議題を文書にして議長に提出しなければならない。

(審議の順序)

第12条 議長は提出された議題について、あらかじめ記載された順序に従い審議に入るものと

する。ただし、理由を述べて、その順序を変更することができる。

(理事等の報告・説明)

第13条 議長は提出された議題について、提出した理事又は監事に主旨説明を行わせた後、その審議に入るものとする。

2 当該議題に関する事項の報告又は説明を行う理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(質疑)

第14条 出席会員は、議題について質疑することができる。

(発言)

第15条 出席会員が議題について発言するときは、議長の許可を得なければならない。発言に先立ち自己の氏名と所属を明らかにしなければならない。

2 発言の順序は、議長が決する。

3 議事の進行上必要があると認めるときは、議長は発言時間を制限することができる。

(議長の発言)

第16条 議長が討論のために発言しようとするときは議長を交代し、会員席に着かなければならない。

(説明義務者)

第17条 理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

2 監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に説明をさせることができる。

(動議の提出)

第18条 議長は、出席会員より動議の提出があった場合、当該動議を議題とすることについて賛否の決議を行い、賛成の決議を得た場合に議題とする。

(優先動議)

第19条 次の動議は他の議事に優先して取り扱い、少なくとも賛否各1名の討論の後、直ちに採決に入らなければならない。

(1) 議事の進行、討論の打ち切り、休憩又は休会の動議

(2) 議長不信任動議

(3) 総会の秩序保持に関する動議

(議長不信任動議の審議)

第20条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができるものとする。

(動議の却下)

第21条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、却下することができる。

(1) 既に同一の内容の動議が否決されているとき

(2) 法令、定款その他本会が定める規則等に適合しないとき又は権利の濫用に当たるとき

(休憩)

第22条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

(採決)

第23条 議長は、質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、議案の

可否を採決する。

(採決の方法)

第24条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(議案の修正)

第25条 議案を修正しようとする会員は、10名以上の会員の賛成を得て、修正案をあらかじめ議長に提出し、その主旨を説明しなければならない。

2 議長は、討論の終結後、前項の修正案につき、まず採決しなければならない。

(延期又は続行)

第26条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延期又は続行することとなる日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項の日時及び場所は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第27条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第28条 総会の議事録は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時、場所及び目的
- (2) 出席した正会員数、役員及び議長の氏名
- (3) 会長又は役員の見聞事項
- (4) 会議に付された議題
- (5) 議題となった動議及び動議者の氏名
- (6) 議事及び発言の要旨
- (7) 決議事項
- (8) その他議長において必要と認めた事項

(欠席者に対する報告)

第29条 議長は、総会の議事の経過の要領及びその結果について、欠席した会員に対し適宜な方法により報告しなければならない。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、平成25年3月16日理事会で承認、同年4月1日から施行する。